

大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例の概要

背景・理念（前文）

- 背景
- ・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正
 - ・ 様々な形のハラスメント行為が、公平な政治参画への機会を阻害している実態

地方議会に多様な民意を反映させるため、公平な政治参画への機会を確保することは極めて重要であり環境整備が必要

理念

府内の地方議会における府民の政治参画を推進

目的（第1条）

- 府内全ての地方議会の議員によるハラスメントの根絶
- 議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶

政治分野における男女共同参画の推進を図り、もって府内の地方議会における府民の政治参画の推進に寄与

定義（第2条）

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、政治活動等上必要かつ相当な範囲を超え、相手方の政治活動等の環境を害するもの（いわゆるパワハラ）
※政治活動等・・議会活動、議員活動又は選挙活動（準備活動を含む）、その他の政治活動
- ② 政治活動等における性的な言動であって、相手方がその対応により政治活動等において不利益を受ける等、相手方の政治活動等の環境を害するもの（いわゆるセクハラ）
- ③ 政治活動等における妊娠又は出産に関する言動であって、相手方の政治活動等の環境を害するもの（いわゆるマタハラ）
- ④ その他①～③に類する「誹謗中傷、事実と反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動」であって、身体的若しくは精神的な苦痛を与え、相手方の政治活動等の環境を害するもの
（日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮してもなお、一般に許される限度を超えるものに限る）

府議会議員等の責務（第3条）

- ・ 政治活動等における自らの言動を厳しく律すること
 - ・ 率先して府議会からハラスメントを根絶するよう取り組むこと
- 府議会議員等・・府議会議員及び府議会議員になろうとする者

府民の責務（第4条）

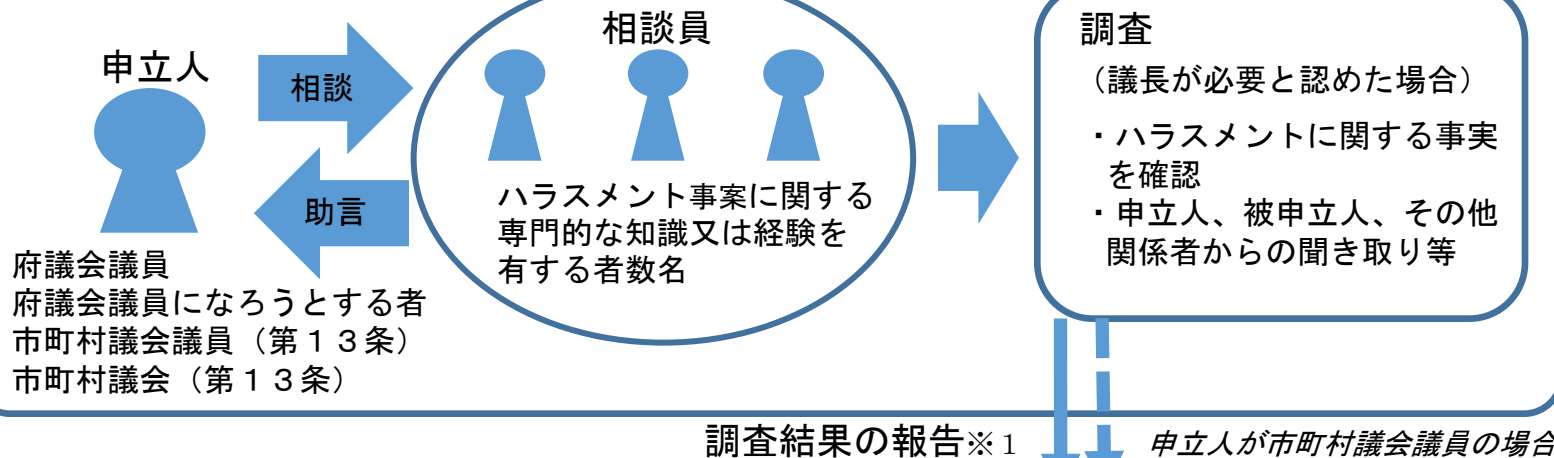
- ・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する理解
- ・ 府内の地方議会に関するハラスメントの根絶に協力するよう努めること

啓発・研修・人材育成等（第5条、第6条、第7条）

- ・ 条例の趣旨の啓発
- ・ 府議会におけるハラスメント事案の発生防止、根絶に向けた研修
- ・ ハラスメントに関する情報の収集、整理、分析
- ・ 公選による公職者等になろうとするものの人材育成等の施策

相談体制の整備・相談事案への対応・防止措置等（第8条、第9条、第12条）

相談体制



調査協力義務（第10条）

- ・申立人、被申立人、関係者は相談員の調査に協力するよう努める

相談関係者の義務（第11条）

- ・秘密の保持
- ・申立人、被申立人の正当な利益を守るための措置

被害防止措置等

注意 → 中止の求め → 勧告

勧告に応じないとき、被害継続・再発防止のためやむを得ないときは、協議会の議を経て、必要な事実を公表

※1 府議会による被害防止措置が必要と相談員が認める場合において申立人が求めるとき

※2 市町村議会議員の承諾がある場合

※3 議長、副議長及び議会運営委員の所属する各会派から推薦された議員各一名

市町村議会との連携（第13条）

府内市町村議会に関するハラスメント根絶のための活動の支援、協働、その他の府内市町村議会との連携

- ・市町村議会議員、事務職員が参加できる研修の実施
- ・市町村議会議員又は市町村議会からの相談に対する助言等

取組状況の公表（第14条）

- ・相談の受付状況、対応状況、研修の状況等、この条例に基づく取組の状況を随時公表

協議会の構成員の除斥（第16条）

- ・協議会の構成員は、申立人又は被申立人となった場合においては、その議事に参与することができない

附則

- ・施行は令和5年3月1日から（一部規定は3月24日）
- ・議会は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の規定内容について検討を加え、その結果に基づいて、この条例の見直しを行う